

平成27年第4回関川村議会臨時会会議録（第1号）

○議事日程

平成27年7月8日（水曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第56号 村上市との定住自立圏形成協定の締結について
- 第 5 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 発委案第5号 関川村議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第 8 発委案第6号 関川村議会会議規則の一部を改正する規則
- 第 9 発委案第7号 関川村議会傍聴規則の一部を改正する規則
- 第10 ー 関川村農業委員会の選任委員の推薦について

○追加日程

- 第 1 発議案第2号 安全保障法制の関連法案の廃案を求める意見書の提出について
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 議案第56号 村上市との定住自立圏形成協定の締結について
 - 第 5 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 第 6 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 第 7 発委案第5号 関川村議会委員会条例の一部を改正する条例
 - 第 8 発委案第6号 関川村議会会議規則の一部を改正する規則
 - 第 9 発委案第7号 関川村議会傍聴規則の一部を改正する規則
 - 第10 ー 関川村農業委員会の選任委員の推薦について
- 追加日程
- 第 1 発議案第2号 安全保障法制の関連法案の廃案を求める意見書の提出について
-

出席議員（10名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 高橋八男君 | 2番 | 佐藤友之君 |
| 3番 | 菅原修君 | 4番 | 平田広君 |
| 6番 | 伝信男君 | 7番 | 平田ゆかり君 |
| 9番 | 渡辺秀雄君 | 10番 | 津野庄衛君 |
| 11番 | 近良平君 | 12番 | 渡辺健作君 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

| | |
|--------|-------|
| 村長 | 平田大六君 |
| 副村長 | 佐藤忠良君 |
| 教育長 | 佐藤修一君 |
| 総務課長 | 伊藤保史君 |
| 税務会計課長 | 井上広栄君 |
| 住民福祉課長 | 中束正子君 |
| 農林観光課長 | 伊藤藤隆君 |
| 建設環境課長 | 高橋賢吉君 |
| 教育課長 | 稲家誠君 |
| 総務課参事 | 加藤善彦君 |

○事務局職員出席者

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 佐藤充代 |
| 主査 | 小池由美子 |

午前10時00分 開 会

○議長（高橋八男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第4回
関川村議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行によろしくご協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（高橋八男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、佐藤友之さん、3番、
菅原 修さんを指名いたします。

日程第2、会期の決定

○議長（高橋八男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日一日に決定しました。

日程第3、諸般の報告

○議長（高橋八男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により定例監査の結果報告書及び同法第235条の2第3項の規
定により平成27年5月分の例月出納検査の結果報告書が提出されております。議員控室に保管し
ておりますのでご覧ください。以上で諸般の報告を終わります。

村長から臨時会招集あいさつについて申し出がありました。これを許可します。 村長。

○村長（平田大六君） おはようございます。本日平成27年第4回村議会臨時会を招集いたしまし
たところ、議員の皆様方には多用のところご出席をいただきありがとうございました。本臨時会に
提案いたします議案は、村上市との定住自立圏形成協定の締結など3件であります。上程の際に詳
細にご説明申しあげますので、十分ご審議のうえご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋八男君） 以上で、村長の臨時会招集あいさつを終わります。

日程第4、議案第56号、村上市との定住自立圏形成協定の締結について

○議長（高橋八男君） 日程第4、議案第56号、村上市との定住自立圏形成協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第56号村上市との定住自立圏形成協定の締結についてであります。

理由を申し上げます。本年1月21日に、村上市長は定住自立圏構想の中心市宣言を行い、村上市と関川村の間で協定内容の協議と調整を進めて参りました。このたび、それが合意に達しましたので、3月定例議会で議決いただきましたところの関川村議会の議決すべき事件を定める条例に基づいて、議会の議決を求めるものであります。

全国的に少子高齢化が急速に先行しております、地方圏域でも安心して暮らせる地域を全国各地に形成して大都市への人口流出を抑制しようという趣旨で、総務省が平成21年4月1日に定住自立圏形成構想要綱を定め、全国各地で行われている事業であります。

なお、協定は村上市と関川村、村上市と粟島浦村の間でそれぞれ締結することになっておりまして、共通の行政事業につきましては圏域が同一歩調で協力し合いながら効果的に推進していこうとするものであります。

協定の具体的な内容につきましては、担当の総務課長に説明をさせますのでご理解くださいますようお願いをいたします。

○総務課長（伊藤保史君） それでは、村上市岩船定住自立圏の形成に関する協定についてご説明させていただきます。

この協定は6条よりなっています。第1条に目的でございます。定住自立圏を形成する目的を書いております。第2条に提携する政策分野を基本方針として掲げております。のちほど別表にて説明をさせていただきます。第3条には事務執行にあたっての協力及び経費負担について定めてございます。第4条、第5条につきましては、協定の変更・廃止についての規定でございます。両場合とも議会の議決を経なければならないとしております。第6条には疑義の解決でございます。この場合には、村上市と関川村が協議のうえこれを定めるというふうに規定してございます。

それでは別表を開いていただきたいと思います。

別表第2条関係と書いてあるところでございます。具体的な政策連携のものを記載してございます。まず、医療でございます。地域医療体制の充実ということで、取組内容、病院群輪番制病院が2次医療に必要な体制及び設備の充実を図る。また、村上市・岩船郡内の医療懇談会等の開催を通し地域医療体制の充実について共同して取り組みを行うということでございます。甲、村上市の役割としましては、病院群輪番制病院に対し乙とともに2次医療体制及び設備の充実に向けた支援を

図るとともに、地域の医療体制について医療懇談会において検討・推進を図るということでございます。乙の役割も同様でございます。これは甲とともにということで同様でございます。

(2)に急患診療体制の充実でございます。取組内容、村上市急患診療所の運営を維持し、必要に応じて施設整備等の取り組みを行うということでございます。甲の役割ということで、村上市急患診療所の施設整備及び運営経費算定について、乙及び村上市岩船郡医師会との調整を図りながら運営する。関川村の役割としては、村上市に対して必要な経費を負担する。

(3)自殺予防対策の推進。取組内容、村上市・岩船郡内の自殺予防対策に関して共同して取り組みを行う。甲の役割、乙の役割とも、村上市・岩船郡内の自殺予防対策について県と甲乙連携を図り、共同して取り組みを行うということでございます。

2福祉 (1)子育て支援センターの広域利用についてでございます。取組内容、子育て支援センターに関する事業の広域利用を推進し、利用できる支援サービスの充実を図る。これは甲乙一緒でございます。広域的な利用が円滑に行われるよう、情報提供及び広報等に努めるということでございます。

(2)各種審査会業務の連携。取組内容、介護保険法に基づく認定審査会及び障害者総合支援法に基づく障害程度区分に係る介護給付等の支給に関する審査会の公平性及び効率性を確保するため、各種認定審査業務を推進する。甲の役割、村上市ですが、介護認定審査会及び障害程度区分介護給付等審査会の業務を乙と連携して運営する。関川村は甲と協力して甲に対し必要な経費を負担する。

3教育 (1)学校教育関係施設利用の充実。取組内容、理科教育センター及びことばとこころの相談室、これは、村上小学校に常勤の体制で行われているということですが、これの事業を推進する。甲は、乙と連携して施設利用の充実を図る。関川村は、甲に対し必要な経費を負担する。

(2)生涯学習関係施設の相互利用の充実。取組内容、図書館、視聴覚ライブラリー事業を推進する。甲の役割、乙と連携して多様な学習機会の情報を相互に交換し、情報提供及び広報等に努める。乙の役割、甲に対し必要な経費を負担する。

(3)体育施設の相互利用の充実。取組内容、スポーツ少年団の体育施設相互利用について充実を図る。甲の役割、スポーツ少年団が、体育施設利用の充実に向け、施設相互利用について乙と協議する。乙の役割、スポーツ少年団が、体育施設利用の充実に向け、施設相互利用について甲と協議する。

4産業振興 (1)農業振興の推進。取組内容、岩船米の販売促進と消費拡大を図る。甲の役割、農協等の協力により、首都圏など圏域外のイベント等で販売・PRなどを行うことで、岩船米の販売促進と消費拡大を図る。乙の役割、農協等の協力により、首都圏など圏域外のイベント等で販売・PRなどを行うことで、岩船米の販売促進と消費拡大を図る。

(2)林業振興の推進。取組内容、圏域における間伐材等林産材の有効活用の推進を図る。甲の

役割、圏域における間伐材等林産材の有効活用のため（仮）林道岩船東部線の整備を推進し、林産物搬出経費の軽減を図る。乙の役割、圏域における間伐材等林産材の有効活用のため（仮）林道岩船東部線の整備を推進し、林産物搬出経費の軽減を図る。

（３）観光振興の推進。取組内容、圏域内に存在する観光資源を生かした広域的な観光ルートの開発など、圏域の魅力を連携して発信する。甲の役割、甲の観光資源の魅力を生かした広域的な観光ルート開発などを乙と連携して協議検討する。乙の役割、乙の観光資源の魅力を生かした広域的な観光ルート開発などを甲と連携して協議検討する。

（４）物産振興の推進。取組内容 特産品（農産物、水産物、畜産物等）に関して、連携して販売戦略を展開するとともに、消費拡大に資する事業の推進を図る。甲の役割、物産展等に関する情報を乙に提供するとともに、PRや販路拡大に資する事業を連携して取り組む。乙の役割、物産展等に関する情報を甲に提供するとともに、PRや販路拡大に資する事業を連携して取り組む。

5 環境衛生 （１）ごみ処理業務の連携。取組内容、効率的なごみ処理を推進するため、共同してごみ処理を行う。甲の役割、環境負荷の低減や施設周辺の生活環境の保全に配慮し、安全で安心な経済性に優れた施設運営を推進する。乙の役割、甲に対し必要な経費を負担する。

（２）斎場業務の連携。取組内容、公衆衛生の向上及び福祉の増進を図るため、共同して斎場の運営を行う。甲の役割、斎場の管理を適正に行い、公衆衛生の向上及び福祉の増進を図る。乙の役割、甲に対し必要な経費を負担する。

6 消防・防災 （１）常備消防の推進。取組内容、圏域住民の生命財産を守るため、消防・救急体制について充実を図る。甲の役割、緊急時における出動体制の充実を図る。乙の役割、甲に対し必要な経費の負担をする。

（２）地域防災力の向上。取組内容、住民の防災意識を高めるとともに、防災体制の強化を図る。甲の役割、防災意識向上のため、関係機関と連携し、住民の防災意識の向上に努める。乙の役割、防災意識向上のため、関係機関と連携し、住民の防災意識の向上に努める。

7 その他 （１）消費生活相談における相互利用。取組内容、複雑化、多様化する消費者被害を防止するため、住民に対し安全・安心を確保する必要な体制の強化を図り、啓発・教育活動を推進する。甲の役割、消費生活に関する相談内容、対応状況等の情報交換などを行い、専門機関との連携を強化する。乙の役割、甲と情報交換などを行い、相談内容に応じて甲と協力して対応する。

（２）雇用支援の促進に向けた取組。取組内容、若者の雇用支援の促進に向け、各種協議会等の取組を推進する。甲の役割、雇用支援の促進に向け、雇用対策協議会や職業訓練校の取組を推進する。乙の役割、甲が行う雇用対策として実施している雇用対策協議会や職業訓練校の取組を推進する。

結びつきやネットワークの強化

1 地域公共交通 （１）公共交通ネットワークの確保。取組内容、住民の移動手段確保に向けた

連携を図る。甲の役割、路線バス等による住民の移動手段確保対策と公共交通ネットワークの向上に向けた連携を図る。乙の役割、路線バス等による住民の移動手段確保対策と公共交通ネットワークの向上に向けた連携を図る。

2 地域連携 (1) 若者の地域間交流と定住人口の促進。取組内容、独身男女の成婚を促進するため、効果的な婚活事業を推進する。甲の役割、乙と連携して婚活イベントを企画立案するとともに、婚活イベントを企画実施する事業者への支援に取り組む。乙の役割、甲と連携して調整を図る。

圏域マネジメント能力の強化

1 育成・交流の推進 (1) 職員の資質向上とマネジメント能力強化。取組内容、職員の資質向上を目的とした講演会や交流を目的とした研修会の企画立案をする。甲の役割、職員の資質向上を目的とした講演会やマネジメント能力強化合同研修会の企画立案をするとともに職員間の交流を図る。乙の役割、甲が実施する講演会、研修会へ積極的に参加する。

以上が具体的に取り組む政策分野の内容でございます。以上です。

○議長（高橋八男君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（近良平君） 11番、近です。ここに書いてあること以外は絶対にできないということなのですか。なぜ、パスポートの事業は入っていないのか。今、既に委託して実施しているが、それは必要がなかったのか。それがまず1点。

○副村長（佐藤忠良君） 明快な答えができるかどうかわかりませんが、お答えします。

パスポートの事業は、具体的な個別のことです。今のところはそういった意見はなかったのですが、今後またそれ以外にも出てきた場合にはお互いに話し合いをしながら変更する場合も可能であります。その時にまた議会にお諮りすることになりますが、今のところは盛り込んでおりません。現在は、共同して行うというよりも、村上市が行っているところへ村が委託するという、いってみれば消極的な連携ということになる。そういうことで、業務はお願いしていますが、わざわざここに盛らなくてもという考え方です。ほかに同様のものがで出てきた場合には変更もありうると、そういう可能性はあります。

それと、もう一つ。ご質問にはなかったのですが、今後の進め方についてちょっと、付け加えさせていただきます。

村上市が当初予定したより、この作業が約1か月くらい遅れております。理由は市長選挙であります。今後、15日に議会議長も立ち会いをしながら、市町と村長の間で協定の締結を予定しております。天候が悪くて、栗島から来れなければ、17日と予備日もありますが、今のところ15日にこの協定の締結をすることを予定しています。そのあと、村上市において審議会を設置します。今のところ、16名による審議会を設置して、内容についてなお検討することになっています。それにお

諮りするということになります。村からも16名のうち3名を推薦してほしいということで、村上市の審議会ではありますが、関川村からも3名が委員として参加いたします。これは、関係機関とも相談しながら既に推薦しているところでもあります。その後、このビジョンを立てまして、そのビジョンについてのパブリックコメント、一般からのさまざまな意見をお聞きします。そして、また、それを、当初の予定では9月にこれを決定して公表する。よって、それに基づいて10月から実施するということでもあります。

協定の内容については、以前は広域事務組合で取り組んでいた内容であります。そういった枠組みがなくなって、一体的に取り組むということがだんだん希薄になってくるというようなことで、これは全国的な問題でありますので、総務省では要綱を制定して、そういった取り組みを全国で、今のところ全国240カ所くらいを想定しております。新潟県でも既にいくつかスタートしております、つい最近新聞に載っていましたが、中心地宣言をして取り組みを具体化しようとしているところでございます。そんなことで、ご質問にはなかったのですが今後の行程なども説明に加えさせていただきます。お答えしたとおりですが、よろしくお願ひしたいと思います。

協定しないとできないというよりも、実務的なものは既にこれ以外にもあるんですが、問題として共通するのはこれだと、そういう実務での判断であります。

○11番（近 良 平君）　ということは、ここで大枠を議決して、個別のものに対する具体策を審議会で練っていくということなんですか。

そうでないと議決したって意味がなくて、そのあとで審議会が違うと言っちゃえば違うという、どういうふうになるのか。議決関係と上下関係は。

○副村長（佐藤忠良）　議決は大変重いものでありますから、基本方針について議決するということがあります。これに基づいてどういった事業を細かに経費を出し合ってやるかということは実務の話し合いになります。従って基本方針についてこれでいいかというのは審議会に諮って決めて行くということです。これが変わってくれば、もう一度議会に上がってくるとそういうふうに私は理解しています。

○11番（近 良 平君）　そういうことは、これは具体化するための方法を審議会で審議すると、もう一つですね、たしか、これをするによって村上市は7,500万円の交付税が云々という話があったと思いますが、関川村にはそういった金銭的なメリットはあるのか。

○副村長（佐藤忠良君）　これは大枠、基本方針を議会で決めていただく。基本方針を協定するわけですから。あと、審議会では具体的なものというよりも、それに対する意見の交換ということになります。したがって、意見の中にはこういったものはどうかと個別の実務的なものも入る可能性もありますが、協定の範囲内の意見の交換ととらえておりますが審議会のほうでこの協定に方向的に違ふことがあれば今度は変更ということになると思います。

それから、財政的なメリットとしては、聞いているところでは特別地方交付税で村上市は7,500万円とか8,000万円とか。あと、個々に村上市と関川村、村上市と栗島浦村が協定するわけでありますが、大体、1,500万円程度というふうに聞いております。

○議長（高橋八男君） 6番、伝さん。

○6番（伝 信男君） この協定を結ぶことによってですね、あまりにも村上市に頼りすぎて村の個性がなくなるっていう恐れは考えられませんか。

○村長（平田大六君） そのようなことは考えられないと思っております。かつて、市町村合併の以前に、伝議員ご承知のように村上岩船郡の広域事務組合がありました。2000年頃にですね、市町村合併はせずに、14事業くらいはやっておりましたがそれをもっともっと増やしてですね、経費が掛かるところは共同でやって、メリットの出る部分は大いにその事業を増やそうとそういう動きがありました。その後、急に国から市町村合併というようなものが、ある意味強制的に求められまして、その構想は中断して、岩船郡村上市の広域事務組合は市町村合併へと向かっていったという経緯があります。私はその頃もですね、前の人たちの考えた、合併はせずに共同でやる部分をもっともっどんどん増やしていこうという考えには、私もその頃ももっともだと思っていたことがあります。

この定住圏は、そのような部分で、市町村合併でかつて果たせなかったものを広域圏でやろうというような主旨と、私は受け止めているところであります。以上です。

○議長（高橋八男君） 6番、伝さん。

○6番（伝 信男君） いろんな部分で協議して行くと、協議にもいろいろあると思うんですけども、全体の審議委員会で協議するのかそれとも部門ごとに人選してやるのか。特に恐ろしいのは、教育関係。体育施設をスポーツ少年団が利用する時のことになるが、村上市とか大きいところには施設はかないません。そうすると関川村の子どもがスポーツ少年団の活動をするためにそちらへ行ってしまうという恐れもありますんで、その辺もちょっと考えていただきたい。ただ、各部門ごとに村からも係の人がいるはずですけども、専門ごとに協議するのかそれとも全体的にまとめた審議委員で審議するのかその辺ちょっと聞きたい。

○議長（高橋八男君） 村長。

○副村長（佐藤忠良君） 先ほど近議員の質問にもお答えしましたが、ちょっと整理して併せてお答えしたいと思います。協定はあくまでも基本方針について協定をする。審議会はビジョンの作成についての審議会になります。したがって、協定の中で、協定に基づいてその下のビジョンを作っていくということでの審議会になります。個々の分野ごとにするのはなくて、1つの審議会の中で全てのことをやっていくということで16名の委員であります。それは村上市が市の審議会として設置するということになります。したがって、構想的なものはこの協定の中に盛り込んで、更にそれを具体化していくための内容についてビジョンを定めるというのが審議会。そして、審議会がオー

ケイを出したビジョンは大勢の人の意見を聴くというので、いわゆるパブリックコメントをとるということです。それに基づいて最終的には決定して公表するということになります。

さきほど村長が答弁しましたように個性がなくなるとか、そういったことよりも、同じことをやるのなら効率的にやろうというのが主旨でありますから、村に不利となるものについてはそれなりに意見も申し上げるわけでありまして、お互いに行政コストを下げて効率的にものを行こうという主旨、その中で議論して決めることと理解をしています。

○6番（伝 信男君） わかりました。とにかく、関川村が経費だけ払ってあまりメリットがなかったなんてことのないよう、しっかりやってもらいたい。

○議長（高橋八男君） 2番、佐藤友之さん。

○2番（佐藤友之君） 佐藤です。推薦人については議会からも推薦されることがあるのか。

村がある程度決めた中でやるのか。3人という人数は、関川村は少ないのではないかと思うが、その点について、関川村は5人くらい出したいたんだが、というような話は出されたのかどうか。お願いします。

○副村長（佐藤忠良君） 定住自立圏形成ビジョン審議会委員のことについてですが、先ほどいいましたようにあくまでも、関川村と一緒に設置するのではなくて、村上市の審議会の設置である。

16名の委員のうち3名が関川村、栗島浦村からも3名。あと10名は村上市。という構成になります。うちの方では、それを増やしてくれとは申し上げておりませんし、向こうの方の審議会ですから、その意向に従って推薦をするということにしたわけでありまして。向うの方では、どういう分野から推薦してほしいという指定もありましたので、商工会の方からも推薦してほしいと村上市から依頼がありましたから、そういった分野を踏まえて3名を推薦したということでありまして。

○議長（高橋八男君） 2番、佐藤さん。

○2番（佐藤友之君） それでは議会の方にはこういった推薦を出そうといった考えは全くなかったということではよろしいでしょうか。

○議長（高橋八男君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） 村上の方からは、議会から推薦の話はございませんでした。

○議長（高橋八男君） 12番、渡辺さん。

○12番（渡辺健作君） 12番、渡辺です。内容を今聞いたばかりなんですけれども、今説明のあったのを理解しますと、わざわざ協定を結ばなくても不都合がないような気がします。それでですね。金銭的なメリット、1,500万円という話がありました。全体的なことを考えて、この協定を結んだ場合、どういうメリットがあるのか、分かる範囲で教えていただきたい。

○議長（高橋八男君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） さきほど、説明不足ではありますが、この計画は5年間です。この協定があ

ることによって、財政的なメリットがあることは申し上げました。そのほかにも県あるいは総務省からも必要なアドバイスをするというはルールに従って色々指導してもらえる、あるいは、支援をしてもらえる。私どもはそういうふうに理解している。いわばそれがメリットだというふうに思っています。

○議長(高橋八男君) 12番。

○12番(渡辺健作君) 渡辺です。そうすると、協定を結ばないと不都合なことがあるというふうに理解していいですか。

○議長(高橋八男君) 副村長。

○副村長(佐藤忠良君) 不都合というよりはメリットがあるということで取り組みを進めている所であります。

○議長(高橋八男君) ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

○議長(高橋八男君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。これより、議案第56号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案について、賛成の方の起立を求めます。

○議長(高橋八男君) 起立多数です。したがって、議案第56号、村上市との定住自立圏形成協定の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(高橋八男君) 日程第5、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。村長の提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(平田大六君) 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。関川村が推薦する人権擁護委員は3名であります。現在は2名でありましたが、そのうちの1人であります上関の渡辺成一さんが一身上のご都合で6月30日をもって退任されております。

このたび意見を求めますのは、その後任と欠員補充を併せて2名でございます。諮問第1号は、平内新の田村健一さんを推薦したいので議会のご意見を求めるものであります。詳細の説明はありませんが、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋八男君） これで提案理由の説明を終わります。

これより、質疑・討論・採決に入ります。

諮問第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

○議長（高橋八男君） 12番、渡辺さん。

○12番（渡辺健作君） 渡辺です。たしか、田村健一さんは体調不良で早期退職した方だというふうに思いますけれども、現在体調は回復されたのですか。

○議長（高橋八男君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） 現在は趣味的なこともやりながら体調は大丈夫と判断しております。

この職に耐えられるものと思っております。

○議長（高橋八男君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） これで質疑を終わります。

○議長（高橋八男君） これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） これで討論を終わります。

これより諮問第1号を採決いたします。

○議長（高橋八男君） この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案について、適任とすることに賛成の方は、起立願います。

○議長（高橋八男君） 起立多数です。

したがって、諮問第1号、関川村人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任とすることに決定しました。

日程第6、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（高橋八男君） 日程第6、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。新たな人権擁護委員に沢集落の渡辺のり子さんを推薦したいので議会のご意見を求めるものであります。詳細の説明はありません。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋八男君） これで提案理由の説明を終わります。

これより、質疑・討論・採決に入ります。

諮問第2号の質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） これで質疑を終わります。

○議長（高橋八男君） これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） これで討論を終わります。

これより諮問第2号を採決いたします。

○議長（高橋八男君） この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案について、適任とすることに賛成の方は、起立願います。

○議長（高橋八男君） 起立多数です。

したがって、諮問第2号、関川村人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任とすることに決定しました。

日程第7、発委案第5号、関川村議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第8、発委案第6号、関川村議会会議規則の一部を改正する規則

日程第9、発委案第7号、関川村議会傍聴規則の一部を改正する規則

○議長（高橋八男君） 日程第7、発委案第5号、関川村議会委員会条例の一部を改正する条例から日程第9、発委案第7号、関川村議会傍聴規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。議会運営委員長 伝 信男さん。

○提出者（議会運営委員長 伝 信男君） 発委案第5号、関川村議会委員会条例の一部を改正する条例、地方自治法第109条第6項及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。平成27年7月8日、提出者 関川村議会運営委員会 委員長 伝 信男。関川村議会議長、高橋八男様

趣旨を説明申しあげます。

関川村議会の議員の定数を定める条例が平成27年第3回定例会において改正され、議員の定数が10人に削減されたことから、関川村議会委員会条例第2条の常任委員会の委員の定数をそれぞれ5人に改正するものです。

続きまして、発委案第6号、関川村議会会議規則の一部を改正する規則について、趣旨を説明申し上げます。

議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢等を勘案して、第2条（欠席の届出）

に議員又はその配偶者が出産のため出席できないときの欠席届についての規定を追加するものです。

また、第39条第3項につきましては、委員会付託の省略についての規定の文言を整理するものです。

続きまして、発委案第7号、関川村議会傍聴規則の一部を改正する規則について、趣旨を説明申し上げます。

議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関して、社会情勢等を勘案し、第7条第1項第1号の“つえ”を削るものです。以上で終わります。

○議長（高橋八男君） 委員長ご苦労様でした。これで趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

○議長（高橋八男君） 発委案第5号、関川村議会委員会条例の一部を改正する条例の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） これで質疑を終わります。

○議長（高橋八男君） これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより、発委案第5号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

○議長（高橋八男君） 起立多数です。したがって、発委案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋八男君） 発委案第6号、関川村議会会議規則の一部を改正する規則について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） これで質疑を終わります。

○議長（高橋八男君） これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより、発委案第6号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

○議長（高橋八男君） 起立多数です。

したがって、発委案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋八男君） 発委案第7号、関川村議会傍聴規則の一部を改正する規則について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋八男君） これで質疑を終わります。

○議長（高橋八男君） これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより、発委案第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

○議長（高橋八男君） 起立多数です。したがって、発委案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第10、関川村農業委員会の選任委員の推薦について

○議長（高橋八男君） 日程第10、関川村農業委員会の選任委員の推薦についてを議題といたします。

農業委員会の選任委員の推薦について5月1日付で村長から依頼がありました。関川村農業委員会の選任による委員のうち、農業委員会に関する法律第12条第2号に規定される、当議会から推薦する委員の定数は一人となっています。

お諮りいたします。関川村農業委員会の選任委員の推薦については、議長において指名推薦したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

よって議長において推薦者を指名いたします。関川村農業委員会の選任委員に高橋 正（まさし）さんを推薦いたします。

お諮りいたします。高橋 正（まさし）さんを推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。よって関川村農業委員会の選任委員については、高橋 正(まさし)さんを推薦することに決定いたしました。

臨時会における緊急を要する事件の認定（議長発議）

○議長（高橋八男君） ただいま、 近良平議員ほか2人から、発議案第2号、安全保障法制の関連法案の廃案を求める意見書の提出についてが提出されています。

お諮りいたします。発議案第2号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として、審議することにしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋八男君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として、審議することに決定いたしました。

○議長（高橋八男君） しばらく休憩します。

（追加日程を配布）

○議長（高橋八男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 発議案第2号 安全保障法制の関連法案の廃案を求める意見書の提出について

○議長（高橋八男君） 追加日程第1、発議案第2号を議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。近 良平さん。

○提出者（近 良 平君） それでは朗読いたします。発議案第2号、安全保障法制の関連法案の廃案を求める意見書の提出について、関川村議会会議規則第14条第1項の規定により、上記議案を提出する。平成27年7月8日、提出者 関川村議会議員 近 良平、賛成者 関川村議会議員 佐藤友之、関川村議会議員 平田ゆかり。関川村議会議長 高橋八男 様。

ページをめくってください。まず、最初に訂正をお願いします。一番下の意見書の提出先ですが、衆議院議員の欄の塚田一郎さんを黒岩宇洋様に訂正をお願いします。それでは意見書を朗読いたします。

「安全保障法制の関連法案」の廃案を求める意見書。政府が国会に提出した「安全保障法制の関連法案」は、集団的自衛権の行使容認を柱としています。これは、戦力の不保持や交戦権否認を明記した憲法9条に違反して、海外での武力行使に踏み出すことを可能にするものです。すなわち、①自衛隊が「戦闘地域」まで行って軍事支援をする。②イラクやアフガニスタンでの治安維持活動などに参加し、武器を使用できるようにする。③集団的自衛権を発動し、他国の戦争にも参戦する。などで、これらは、これまでの「専守防衛」の安保政策の大きな転換点を意味します。よって、私たち関川村議会は、以下のことを強く求めます。

1 「安全保障法制の関連法案」を廃案にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成27年7月8日 新潟県岩船郡関川村議会。意見書の提出先 衆議院議長 大島理森様、参議院議長 山崎正昭様、衆議院議員 斎藤洋明様、参議院議員 田中直紀様、衆議院議員 黒岩宇洋様、参議院議員 中原八一様、参議院議員 塚田一郎様、参議院議員 風間直樹様。ご存知のようになりますね、来週には採決しようかという時期になっていますので時間が本当にありません。それで、急きょ臨時会での提案となってしまいましたことをお詫びいたします。関連法案というのは、1つの新しい法律と10の今までの法律の改正で成り立ってしまっていて、アメリカがもし戦争に行ったら応援するよ、

しかも一緒になって武器も行使するよと、そういう法律になっています。これは明らかに憲法9条違反だと私も思いまして、最初から、出てきたときから危険な法律が出てきたと思っておりました。どうも、安倍総理は憲法違反には罰則がないことに気が付いたのではないか。そんな気がして私はなりません。でも、実権者として絶対それはあってはならないこと。憲法を守らない議員はあり得ない。ですから皆様のご協力を頂きまして、地方だってちゃんと考えているぞと、我々は憲法を守るために仕事をしているんだということを私は意思表示したいと思い今回提案させていただきました。ご協力をお願いして、我々の意思を国会に届けたい。そう思っておりますのでお願いします。

○議長（高橋八男君） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。

発議案第2号、安全保障法制の関連法案の廃案を求める意見書の提出についての質疑を許します。
質疑はありませんか。

○議長（高橋八男君） 6番、伝 信男さん。

○6番（伝 信男君） 6番、伝です。今、近議員が言われたように間もなく採決に入るわけですが、今現在ですね一週間前ぐらいに提案出した、今までたぶん何か忙しくてあれだったのかもしれないけれども、ぎりぎり間に合うか間に合わないかそのさかいとのことだが。

○11番（近 良 平君） 実は私事に近いのですが、明治大学の戦没学徒忠霊殿が新潟県護国神社にあります。その慰霊祭が7月10日、あさってあるんです。明治大学で400数十人の学生が実際に戦死しております。縁あって新潟県に祀られていますけれども、そのたびに明治大学に学長、理事長が集まって、不戦の誓いをします。私はそれを思いだしてしまいました。学生たちが何人、志を半ばにして死んでいったのか。そういうことを繰り返してはならないと思ひまして、やっぱり我々もそこにひとつ声を出したい。じゃあ間に合うのは何か、意見書の提出しかないと思ひました。我々の意思がどこにあるのかを思い出しました。

○議長（高橋八男君） ほかにありませんか。これで質疑を終わります。提案者ご苦労様でした。

ただいま議題となっています発議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより、発議案第2号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

○議長（高橋八男君） 起立多数です。したがって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋八男君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

本日の会議はこれで閉じます。

これをもって、第4回 関川村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時58分 閉会